

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 (外来生物法)の施行状況の検討について

1. 背景

外来生物法の附則第4条では、法の施行（平成17年6月1日）後5年を経過した場合において、法律の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

(参考)[附則 第4条]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 検討のスケジュール(案)

